

横浜市延長保育事業実施要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ保運第 1 号（副市長決裁）
最近改正 令和 8 年 8 月 5 日 こ保運第 587 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定教育・保育施設（以下「施設」という。）及び第 43 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定地域型保育事業者が行う特定地域型保育事業所（以下「事業所」という。）において、同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により横浜市長の認定を受けた児童に対し、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業の実施及び実施に要する経費の助成について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 事業実施者

この要綱により当該施設・事業所の所在する区の区長（以下「区長」という。）に届出をして延長保育事業を実施する施設・事業所

(2) 保育時間（8 時間）

保育短時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯で、8 時間とする。児童の生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯とすることを基本とする。

(3) 保育時間（11 時間）

保育標準時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯で、11 時間とする。

(4) 開所時間

延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とする。

(5) 保育標準時間認定の児童に係る延長保育

事業実施者が定める保育時間（11 時間）を超える前後で、開所時間内の時間帯とする。

(6) 保育短時間認定の児童に係る延長保育

事業実施者が定める保育時間（8 時間）を超える前後で、開所時間内の時間帯とする。

(7) 夜間保育所

「夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設

(8) 夜間保育

夜間保育所において、午後 9 時を超えて実施する保育

(9) 保育士

児童福祉法に定める保育士をいう。

(10) 家庭的保育者

児童福祉法に定める家庭的保育者をいう。

(11) 家庭的保育補助者

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に定める家庭的保育補助者をいう。

(12) 休日保育

「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」に規定する休日保育加算の支払いを受けていて、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）に実施する保育

（事業開始の届出）

第 3 条 新たな事業実施者は、原則事業を開始する月の 1 か月前までに、横浜市延長保育事業実施（変更）届（第 1 号様式）により、区長に届け出なければならない。ただし、年度当初から事業を開始する場合は、原則前年度の 8 月末日までに、区長に届け出なければならない。

（事業実施内容の変更）

第 4 条 事業実施者は、実施内容を変更する場合は、原則実施内容を変更する月の 1 か月前までに、横浜市延長保育事業実施（変更）届（第 1 号様式）により、区長に届け出なければならない。ただし、年度当初から実施内容を変更する場合は、原則前年度の 8 月末日までに、区長に届け出なければならない。

(こども青少年局長への報告)

第5条 区長は、第3条から第4条に規定する届出を受理した場合は、こども青少年局長に報告することとする。

(延長保育事業の時間帯設定の協議)

第6条 区長は、地域のニーズや実際の延長保育事業の実施状況を踏まえ、延長保育の時間帯設定について、必要に応じて事業実施者と協議するものとする。

(職員の配置)

第7条 延長保育の時間帯における職員の配置は、保育所及び認定こども園にあつては、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第46号）、横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年条例第2号）、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱及び横浜市認定こども園認定・確認等要綱、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあつては、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）及び横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱の定めるところによる。

(対象児童の申込)

第8条 延長保育の利用を希望する児童の保護者は、事業実施者の定めた方法により、利用の事前に事業実施者へ申し込むものとする。申込みを受けた事業実施者は、年齢区分等を問わず延長保育を実施するものとする。

(対象児童の承諾決定)

第9条 事業実施者は、申し込みを受けた利用児童について、事業実施者の定めた方法により、対象児童の認定区分に応じて延長保育利用の承諾を決定するものとする。ただし、延長保育を必要とする児童が事業実施者の受け入れ限度を超えるときは、事業実施者の定めた方法により、対象児童の待機の決定をするものとする。

(対象児童等の不承諾決定)

第10条 事業実施者は、申し込みを受けた利用児童のうち、延長保育を必要としないものは、事業実施者の定めた方法により、対象児童の延長保育利用の不承諾を決定するものとする。

(保護者への通知)

第11条 事業実施者は、対象児童の承諾、待機又は不承諾の決定をしたときは、事業実施者の定めた方法により、承諾のときは承諾の内容、待機又は不承諾のときは不承諾を保護者へ通知するものとする。

(対象児童の変更及び解除)

第12条 事業実施者は、対象児童の決定後、保護者の勤務時間等の変更など、延長保育の必要性に変更が生じた場合、事業実施者が定めた方法により、対象児童の変更又は解除の決定をするものとする。

(費用)

第13条 事業実施者は、延長保育を対象児童に提供した場合に限り、別表1に定める延長保育料額を上限として、保護者から延長保育料を徴収するものとする。

2 事業実施者は、原則として午後6時30分を超えて午後7時までの保育を必要とする児童に対して間食を、午後7時を超えて午後7時30分までの保育を必要とする児童に対して間食又は夕食を、午後7時30分を超えて保育を必要とする児童に対して夕食を提供するものとし、これを実施するための費用について、それぞれ別表1に定める金額を上限として事業実施者が定める金額を保護者から徴収するものとする。

3 夜間保育所においては間食、夕食を実施するための費用を徴収することができないものとする。

(助成内容)

第14条 市長は、事業実施者に対して、次の各号に掲げる経費（以下「延長保育事業助成」という。）を別表2に定めるところにより助成するものとする。

(1) 延長保育実施加算

11 時間を超えて開所し、自施設・事業所で延長保育を実施しており、第7条に規定する職員配置

をしている場合で、「横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱」に定める雇用状況表（第2号様式の2から第2号様式の7まで及び第2号様式の9）に延長保育実施加算の対象保育士等が記載されている場合、開所時間に応じて助成する。なお、本園と分園の開所時間に差が設けられている施設・事業所については、いずれも11時間を超えて開所することを要し、より長い開所時間に基づき助成する。

(2) 延長保育従事職員雇用費

延長保育料ガイドラインを上限に利用料を設定し、第三子を除き利用料を徴収している場合、延長保育の利用実績に対して、利用者の年齢区分や利用時間帯に応じ、朝・夕それぞれ15分を1単位とする利用実績に応じた経費を助成する。

(3) 延長保育障害児等受入加算

延長保育事業の利用児童が「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に定める障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童として認定され、月11日以上の上記延長保育の利用申込（日割りの利用申込を除く。）をしている場合に助成する。

(4) 分園加算

事業実施者が「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号）に基づく保育所分園（以下「分園」という。）を設置している場合に助成する。ただし、本園及び分園の平日の開所時間が12時間に満たない場合、常時分園を閉所して本園にて延長保育を実施する場合は助成しない。

(5) 調理員雇用費

間食及び夕食を自園調理している施設・事業所であって、延長保育実施日全てにおいて、午後6時30分を超えて午後7時までの保育を必要とする児童に対して間食を、午後7時を超えて午後7時30分までの保育を必要とする児童に対して間食又は夕食を、午後7時30分を超えて保育を必要とする児童に対して夕食を自園調理（調理業務委託の場合も含む）しており、平日の開所時刻が午後7時以降の施設・事業所に対し助成する。

(6) 夜間保育所費

開所時間が12時間以上の夜間保育所に対し助成する。ただし、開所時間が24時間の区分の助成を受ける場合、別途こども青少年局長が定めるところにより認められた施設であることとする。

(7) 延長保育A B階層減免費

延長保育の利用実績があり、延長保育料ガイドラインを上限に間食代または夕食代の実費徴収を行っている場合、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、現年度分の市町村民税課税額が0円の世帯及び児童福祉法第6条の4に規定する里親世帯の場合、別表2に定める額を助成する。ただし、事業実施者が定めた間食又は夕食を実施するための費用の半額が別表2に定める額よりも少ない場合は、事業実施者が定めた間食又は夕食を実施するための費用の半額（10円未満の端数は切り上げ）を助成する。

(8) 延長保育実施加算（休日）

休日保育を自施設・事業所で実施しており、かつ休日等に11時間を超えて開所し、第7条に定める職員配置をしている場合、開所時間に応じて助成する。

(9) 調理員雇用費（休日）

休日保育実施日に間食及び夕食を自園調理している施設・事業所であって、午後6時30分を超えて午後7時までの保育を必要とする児童に対して間食を、午後7時を超えて午後7時30分までの保育を必要とする児童に対して間食又は夕食を、午後7時30分を超えて保育を必要とする児童に対して夕食を自園調理（調理業務委託の場合も含む）しており、休日保育実施日の開所時刻が午後7時以降の施設・事業所に対し助成する。

(10) 延長保育障害児等受入加算（休日）

延長保育事業の利用児童が「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に定める障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童として認定され、休日等に延長保育を利用している場合に助成する。

(11) 延長保育A B階層減免費（休日）

休日等の延長保育の利用実績があり、延長保育料ガイドラインを上限に間食代または夕食代の実費徴収を行っている場合、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、現年度分の市町村民税課税額が0円の世帯及び児童福祉法第6条の4に規定する里親世帯の場合、別表2に定める額を助成する。ただし、事業実施者が定めた間食又は夕食を実施するための費用の半額が別表2に定める額よりも少ない場合は、事業実施者が定めた間食又は夕食を実施するための費用の半額（10円未満の端数は切り上げ）を助成する。

(12) 事業継続支援加算

延長保育事業の安定的な事業運営を継続して提供するために必要となる光熱水費に要する経費を、次のア及びイに掲げる条件を満たす場合に限り助成する。なお、原則として令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に生じた当該経費を対象とし、引き続き令和8年度に延長保育事業を実施する施設については、令和8年度に要する当該経費も対象とすることができる。

ア 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に延長保育事業を実施していること

イ 令和7年度に実施する延長保育事業において、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上であること

- 2 休日保育にかかる加算の助成を受けようとするときは、横浜市休日保育事業実施要領に定める手続きを行うものとする。
- 3 第1項で算定された額から、第13条第1項の規定により保護者から徴収する延長保育料の総額を差し引いた額を助成金額とする。

(請求方法等)

第15条 延長保育事業助成の請求方法等に関しては「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」第4条第1項、第2項及び第5条を準用するものとする。

- 2 事業実施者が延長保育事業助成の支給を受けようとするときは、当月1日における事業実施者の保育・教育の実施状況を延長保育事業加算状況等届出書（第2号様式の1から第2号様式の5（以下「届出書」という。）により毎月15日までに横浜市長に提出するものとする。
- 3 事業実施者（家庭的保育事業者を除く）が延長保育実施加算の支給を受けようとするときは届出書の提出にあわせて、「横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱」に定める各施設及び事業所用の「雇用状況表」（第2号様式の2から第2号様式の7まで及び第2号様式の9）を毎月15日までに横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び保育士等の職員に変更があった際は、保育士証や幼稚園教諭免許状、基礎研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出するものとする。
- 4 家庭的保育事業者が延長保育実施加算の支給を受けようとするときは「横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱」に定める「雇用状況表」（第2号様式の4）及び「家庭的保育補助者（補助員）雇用実績報告書」（第6号様式）を請求書の提出に併せて横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び家庭的保育補助者等の職員に変更があった際は、保育士証や基礎研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出するものとする。
- 5 事業実施者が延長保育AB階層減免費の支給を受けるときは、「延長保育事業AB階層減免費内訳報告書」（第3号様式）を当月分の請求時に横浜市長に提出するものとする。

(状況調査等)

第16条 事業実施者は延長保育事業の経理については、支給内容に従って、施設及び事業所の運営に係る人件費、事業費、管理費に必要な一切の経費に充てるものとする。

- 2 横浜市長は、事業実施者に対し、助成金の執行状況について帳簿書類その他必要な物件を調査し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 横浜市長は、事業実施者が事実と異なる内容で請求等を行った場合又は、前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合は、是正させ、延長保育事業助成の全部又は一部の返還を命じるとともに支給を停止することができる。

(市外受託児童)

第17条 横浜市長は、事業実施者が横浜市以外の市区町村に居住する児童の延長保育を実施している場合、事業実施者に対して、この要綱に定める延長保育事業助成を支給するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか延長保育事業助成の請求、支払、その他支給に必要な事項は、横浜市予算規則及び横浜市会計規則に定めるところによるものとする。

- 2 この要綱の規定により事業実施者が負う債務は、横浜市が負う債務と相殺することができるものとする。

(関係書類の保存)

第 19 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類及び施設長（又は管理者）等を含む全職員の勤務状況等に関する帳簿について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

（助成条件）

第 20 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 4 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、施設又は事業所が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（委託）

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

ただし、第 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 8 号は、令和元年 10 月 4 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 6 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月15日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年8月5日から施行し、施行の日から適用する。

(別表1)

延長保育料ガイドライン

1 延長保育料額（月額）※月曜～土曜日

(1) 単価

基本単価（11日以上利用）	30分あたり1,700円
10日以内利用	30分あたり850円

※30分単位で算定します。

※ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業所において、日割・時間割を設定することは可能です。

(2) きょうだい減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) A B階層減免

2号：（副食費免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：A B階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

※第2子かつA B階層減免対象者の場合は75%減免です。

2 延長保育 間食代・夕食代（月額）※月曜～土曜日

	間食代		夕食代	
	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用
2号：免除(A)(B)	1,320円	650円	3,950円	1,970円
3号：A B階層				
上記以外	2,630円	1,310円	7,900円	3,950円

※1人あたりの実費を上限とします。

3 延長保育料額 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

(1) 単価

1日30分あたり	80円
----------	-----

(2) きょうだい減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) A B階層減免

2号：（副食費免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：A B階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

※第2子かつA B階層減免対象者の場合は75%減免です。

4 延長保育 間食代・夕食代 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

	間食代	夕食代
	1日あたり	1日あたり
2号：免除(A)(B)	60円	190円
3号：A B階層		
上記以外	130円	390円

※1人あたりの実費を上限とします。

(別表2)

横浜市延長保育事業実施要綱に基づく助成

費 目	適用単価										
延長保育実施加算	【保育所、認定こども園】										
	平日										
	<table><tr><th>開所時間</th><th>助成額【月額】</th></tr><tr><td>11時間超12時間未満</td><td>2 1 2, 3 0 0 円</td></tr><tr><td>12時間以上13時間未満</td><td>3 2 8, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>13時間以上14時間未満</td><td>4 7 9, 9 0 0 円</td></tr><tr><td>14時間以上</td><td>5 9 5, 8 0 0 円</td></tr></table>	開所時間	助成額【月額】	11時間超12時間未満	2 1 2, 3 0 0 円	12時間以上13時間未満	3 2 8, 2 0 0 円	13時間以上14時間未満	4 7 9, 9 0 0 円	14時間以上	5 9 5, 8 0 0 円
	開所時間	助成額【月額】									
	11時間超12時間未満	2 1 2, 3 0 0 円									
	12時間以上13時間未満	3 2 8, 2 0 0 円									
	13時間以上14時間未満	4 7 9, 9 0 0 円									
	14時間以上	5 9 5, 8 0 0 円									
	土曜										
	<table><tr><th>開所時間</th><th>助成額【月額】</th></tr><tr><td>11時間超12時間未満</td><td>4 0, 4 1 0 円</td></tr><tr><td>12時間以上13時間未満</td><td>6 2, 4 7 0 円</td></tr><tr><td>13時間以上14時間未満</td><td>9 1, 3 8 0 円</td></tr><tr><td>14時間以上</td><td>1 1 3, 4 4 0 円</td></tr></table>	開所時間	助成額【月額】	11時間超12時間未満	4 0, 4 1 0 円	12時間以上13時間未満	6 2, 4 7 0 円	13時間以上14時間未満	9 1, 3 8 0 円	14時間以上	1 1 3, 4 4 0 円
	開所時間	助成額【月額】									
	11時間超12時間未満	4 0, 4 1 0 円									
	12時間以上13時間未満	6 2, 4 7 0 円									
	13時間以上14時間未満	9 1, 3 8 0 円									
	14時間以上	1 1 3, 4 4 0 円									
【小規模保育事業、事業所内保育事業】											
平日											
<table><tr><th>開所時間</th><th>助成額【月額】</th></tr><tr><td>11時間超12時間以下</td><td>2 1 2, 3 0 0 円</td></tr><tr><td>12時間超</td><td>3 2 8, 2 0 0 円</td></tr></table>	開所時間	助成額【月額】	11時間超12時間以下	2 1 2, 3 0 0 円	12時間超	3 2 8, 2 0 0 円					
開所時間	助成額【月額】										
11時間超12時間以下	2 1 2, 3 0 0 円										
12時間超	3 2 8, 2 0 0 円										
土曜											
<table><tr><th>開所時間</th><th>助成額【月額】</th></tr><tr><td>11時間超12時間以下</td><td>4 0, 4 1 0 円</td></tr><tr><td>12時間超</td><td>6 2, 4 7 0 円</td></tr></table>	開所時間	助成額【月額】	11時間超12時間以下	4 0, 4 1 0 円	12時間超	6 2, 4 7 0 円					
開所時間	助成額【月額】										
11時間超12時間以下	4 0, 4 1 0 円										
12時間超	6 2, 4 7 0 円										
【家庭的保育事業】											
平日											
<table><tr><th>開所時間</th><th>助成額【月額】</th></tr><tr><td>11時間超</td><td>1 2 2, 3 0 0 円</td></tr></table>	開所時間	助成額【月額】	11時間超	1 2 2, 3 0 0 円							
開所時間	助成額【月額】										
11時間超	1 2 2, 3 0 0 円										
土曜											
<table><tr><th>開所時間</th><th>助成額【月額】</th></tr><tr><td>11時間超</td><td>2 3, 3 1 0 円</td></tr></table>	開所時間	助成額【月額】	11時間超	2 3, 3 1 0 円							
開所時間	助成額【月額】										
11時間超	2 3, 3 1 0 円										
	時間帯の区分										
	・ 延長Ⅰ（保育時間(11時間)内）保育短時間認定児童のみ										
	・ 延長Ⅱ（午前5時から午後10時）										
	・ 延長Ⅲ（午後10時から午前0時）										
	・ 延長Ⅳ（午前0時から午前5時）										
	【保育所、認定こども園】										

延長保育従事職員
雇用費

助成額【児童一人あたり15分につき】

年齢（年度当初）	延長Ⅰ	延長Ⅱ	延長Ⅲ	延長Ⅳ
0歳児	280円	350円	420円	450円
1歳児	210円	260円	320円	340円
2歳児	160円	200円	240円	260円
3歳児	50円	60円	80円	90円
4歳以上児	30円	40円	50円	60円

【小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】

助成額【児童一人あたり15分につき】

年齢（年度当初）	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	280円	350円
1歳児	140円	180円
2歳児	140円	180円

【小規模保育事業（C型）】

助成額【児童一人あたり15分につき】

年齢（年度当初）	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	200円	250円
1歳児	200円	250円
2歳児	200円	250円

【家庭的保育事業】

助成額【児童一人あたり15分につき】

年齢（年度当初）	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	100円	130円
1歳児	100円	130円
2歳児	100円	130円

【居宅訪問型保育事業】

助成額【児童一人あたり15分につき】

年齢（年度当初）	延長Ⅰ	延長Ⅱ	延長Ⅲ	延長Ⅳ
0歳児	310円	390円	470円	500円
1歳児	310円	390円	470円	500円
2歳児	310円	390円	470円	500円

調理員雇用費

平日の閉所時刻	助成額【月額】
午後7時以降午後7時30分まで	109,800円
午後7時30分超	146,400円

延長保育障害児等
受入加算

【保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業】

助成額【月額】
対象児童一人につき 43,900円

【家庭的保育事業】

助成額【月額】
対象児童一人につき 13,200円

夜間保育所費	【保育所】	
	開所時間	助成額【月額】
	12時間以上	229,500円
	24時間	1,298,400円
分園加算	【保育所】	
	助成額【月額】	616,400円
延長保育A B階層 減免費	単価（上限）利用児童一人につき【月額】	
	間食代	1月利用（11日以上利用） 1,320円
		10日以内利用 650円
	夕食代	1月利用（11日以上利用） 3,950円
		10日以内利用 1,970円
延長保育実施加算 （休日）	【保育所、認定こども園】	
	開所時間	助成額【月額】
	11時間超12時間未満	93,580円
	12時間以上13時間未満	149,990円
	13時間以上14時間未満	220,220円
	14時間以上	276,630円
	【小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】	
	開所時間	助成額【月額】
	11時間超12時間以下	93,580円
	12時間超	149,990円
調理員雇用費 （休日）	【保育所、認定こども園、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】	
	休日の閉所時刻	助成額【月額】
	午後7時以降午後7時30分まで	35,570円
	午後7時30分超	47,430円
延長保育障害児等 受入加算 （休日）	【保育所、認定こども園、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】	
	助成額【月額】	
	対象児童一人につき 14,220円	
延長保育A B階層 減免費（休日）	単価（上限）利用児童一人につき【1日あたり】	
	間食代	60円
	夕食代	190円

事業継続支援加
算（令和8年度限
り）

【保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業】

助成額【年額】	対象経費
25,000円	光熱水費

横浜市延長保育事業実施（変更）届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者）
職氏名

横浜市延長保育事業実施要綱に基づき、延長保育事業実施届を提出します。

1 実施施設名称等

施設・事業所名称			
所在地	〒 TEL 045ー		
	横浜市 区		
施設・事業種別	☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 家庭的保育事業		
	☐ 小規模保育事業A型 ☐ 小規模保育事業B型 ☐ 小規模保育事業C型		
	☐ 事業所内保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業		

2 事業実施内容

事業開始日	年 月 日	
変更適用年月	年 月 日	
保育時間	平日	
	保育時間(8時間)	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	保育時間(11時間)	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	開所時間	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	土曜	
	保育時間(8時間)	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	保育時間(11時間)	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	開所時間	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	日曜・祝日※	
	保育時間(8時間)	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	保育時間(11時間)	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
	開所時間	時 分 ～ 時 分 (時間 分)
延長保育料金	基本単価 (11日以上利用)	30分あたり 円
	10日以内利用(30分)	30分あたり 円

※日曜・祝日は保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業とする。

区

延長保育事業費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施 設 名

代 表 者 職・氏 名

年度

月分

横浜市における延長保育事業費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	延長保育実施加算（平日） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ☐ 横浜市の市基準保育士数に加えて、保育士を雇用している。 （雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
2	延長保育実施加算（土曜） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 土曜の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ※土曜の共同保育をしている依頼園は対象外 ☐ 横浜市の市基準保育士数に加えて、保育士を雇用している。 （雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
3	延長保育従事職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育の利用実績があり、横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保育料を徴収している。	☐ 有 ☐ 無
4	調理員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の開所時刻が19時以降である。 ☐ 延長保育実施日全てにおいて、18時30分以降の間食及び夕食を自園調理 （調理業務委託の場合も含む）している。	☐ 有 ☐ 無
5	延長保育障害児等受入加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童を保育しており、当該児童が月11日以上延長保育利用の申込をしている （日割りの利用申込者は対象外）。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
6	夜間保育所費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 夜間保育所の設置認可を受け、開所時間が12時間以上の施設の場合。	☐ 有(12時間) ☐ 有(24時間) ☐ 無
7	分園加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 本園及び分園の平日の開所時間が12時間以上である。 ☐ 分園において延長保育を実施している。	☐ 有 ☐ 無
8	延長保育A B階層減免費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育料ガイドラインに則り、副食費免除対象者の「免除（A）」及び「免除（B）」の児童（2号認定児童）及び保育料の階層がA階層又はB階層の児童（3号認定児童）の保護者から間食代又は夕食代を徴収する際、基準の代金の半額（10円未満は切り捨て）を徴収している。	☐ 有 ☐ 無

加算項目等		実施状況等	
9	<u>延長保育実施加算（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 休日保育実施日の開所時間が11時間超。 ☐ 横浜市基準の保育士を配置している。	☐ 有 ☐ 無	
10	<u>調理員雇用費（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 休日保育実施日の閉所時刻が19時以降である。 ☐ 18時30分以降の間食及び夕食を自園調理（調理業務委託の場合も含む）している。 ※弁当持参は加算対象外	☐ 有 ☐ 無	
11	<u>延長保育障害児等受入加算（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童を延長保育時間帯に保育している。	☐ 有 ☐ 無	※有の場合、 人数を入力 人
12	<u>延長保育A B階層減免費（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 延長保育料ガイドラインに則り、副食費免除対象者の「免除（A）」及び「免除（B）」の児童（2号認定児童）及び保育料の階層がA階層又はB階層の児童（3号認定児童）の保護者から間食代又は夕食代を徴収する際、基準の代金の半額（10円未満は切り捨て）を徴収している。	☐ 有 ☐ 無	

区

延長保育事業費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
事業所所在地
事業所名
代表者職・氏名

年度
月分

横浜市における延長保育事業費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	延長保育実施加算（平日） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ☐ 横浜市の市基準保育従事者数に加えて、保育従事者を雇用している。 （雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
2	延長保育実施加算（土曜） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 土曜の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ※土曜の共同保育をしている依頼園は対象外 ☐ 横浜市の市基準保育従事者数に加えて、保育従事者を雇用している。 （雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
3	延長保育従事職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育の利用実績があり、横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保育料を徴収している。	☐ 有 ☐ 無
4	調理員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の閉所時刻が19時以降である。 ☐ 延長保育実施日全てにおいて、18時30分以降の間食及び夕食を自園調理 （調理業務委託の場合も含む）している。	☐ 有 ☐ 無
5	延長保育障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童を保育しており、当該児童が月11日以上延長保育利用の申込をしている （日割りの利用申込者は対象外）。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
6	延長保育A B階層減免費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育料ガイドラインに則り、保育料の階層がA階層又はB階層の児童の保護者から間食代又は夕食代を徴収する際、基準の代金の半額（10円未満は切り捨て）を徴収している。	☐ 有 ☐ 無

区

延長保育事業費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

事業所名

代表者職・氏名

年度

月分

横浜市における延長保育事業費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	延長保育実施加算（平日） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ☐ 横浜市の市基準保育士（保育従事者）数に加えて、保育士を雇用している。（雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
2	延長保育実施加算（土曜） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 土曜の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ※土曜の共同保育をしている依頼園は対象外 ☐ 横浜市の市基準保育士（保育従事者）数に加えて、保育士を雇用している。（雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
3	延長保育従事職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育の利用実績があり、横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保育料を徴収している。	☐ 有 ☐ 無
4	調理員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の開所時刻が19時以降である。 ☐ 延長保育実施日全てにおいて、18時30分以降の間食及び夕食を自園調理（調理業務委託の場合も含む）している。	☐ 有 ☐ 無
5	延長保育障害児等受入加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童を保育しており、当該児童が月11日以上の上記延長保育利用の申込をしている（日割りの利用申込者は対象外）。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
6	延長保育AB階層減免費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育料ガイドラインに則り、保育料の階層がA階層又はB階層の児童の保護者から間食代又は夕食代を徴収する際、基準の代金の半額（10円未満は切り捨て）を徴収している。	☐ 有 ☐ 無

施設・事業所番号 ()

加算項目等		実施状況等	
7	<u>延長保育実施加算（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 休日保育実施日の開所時間が11時間超。 ☐ 横浜市基準の保育士を配置している。	☐ 有 ☐ 無	
8	<u>調理人雇用費（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 休日保育実施日の閉所時刻が19時以降である。 ☐ 18時30分以降の間食及び夕食を自園調理（調理業務委託の場合も含む）している。 ※弁当持参は加算対象外	☐ 有 ☐ 無	
9	<u>延長保育障害児等受入加算（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童を延長保育時間帯に保育している。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力	人
10	<u>延長保育AB階層減免費（休日）</u> 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 ☐ 延長保育料ガイドラインに則り、保育料の階層がA階層又はB階層の児童の保護者から間食代又は夕食代を徴収する際、基準の代金の半額（10円未満は切り捨て）を徴収している。	☐ 有 ☐ 無	

区

延長保育事業費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

事業所名

代表者職・氏名

年度

月分

横浜市における延長保育事業費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	延長保育実施加算（平日） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ☐ 横浜市の市基準保育士（保育従事者）数に加えて、保育士を雇用している。 （雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
2	延長保育実施加算（土曜） 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 土曜の開所時間が11時間を超え、自施設で延長保育を実施している。 ※土曜の共同保育をしている依頼園は対象外 ☐ 横浜市の市基準保育士（保育従事者）数に加えて、保育士を雇用している。 （雇用状況表の延長保育実施加算の欄に人数（1人）を計上している。）	☐ 有 ☐ 無
3	延長保育従事職員雇用費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育の利用実績があり、横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保育料を徴収している。	☐ 有 ☐ 無
4	調理員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 平日の閉所時刻が19時以降である。 ☐ 延長保育実施日全てにおいて、18時30分以降の間食及び夕食を自園調理（調理業務委託の場合も含む）している。	☐ 有 ☐ 無
5	延長保育障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 障害児保育教育対象児童、個別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童を保育しており、当該児童が月11日以上延長保育利用の申込をしている（日割りの利用申込者は対象外）。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
6	延長保育A B階層減免費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育料ガイドラインに則り、保育料の階層がA階層又はB階層の児童の保護者から間食代又は夕食代を徴収する際、基準の代金の半額（10円未満は切り捨て）を徴収している。	☐ 有 ☐ 無

区

延長保育事業費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
事業所所在地
事業所名
代表者職・氏名

年度
月分

横浜市における延長保育事業費の加算状況等について以下のとおり届け出ます。

加算項目等		実施状況等
1	延長保育従事職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 延長保育の利用実績があり、横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保育料を徴収している。	☐ 有 ☐ 無

【事業継続支援加算】延長保育事業費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

年度

月分

加算項目等	実施状況等
事業継続支援加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に延長保育事業を実施していること。 ☐ 令和7年度に実施する延長保育事業において、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上であること。	☐ 有 ☐ 無

延長保育事業 AB階層減免費内訳報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職氏名

年 月分のAB階層減免費の精算内訳について次のとおり報告します。

間食代			小計
利用区分	人数 日割り・休日延長は 延べ日数	料金の 半額※1	
1月利用（11日以上利用）	×	=	0
10日以内利用	×	=	0
日割り	×	=	
休日延長（1日）	×	=	0
小計			a 0

※1 1月利用の場合1,320円、10日以内利用の場合650円、休日延長（1日）の場合60円を上限とします。
料金の半額に10円未満の端数が生じる場合は、切り上げとします。

夕食代			小計
利用区分	人数 日割り・休日延長は 延べ日数	料金の 半額※2	
1月利用（11日以上利用）	×	=	0
10日以内利用	×	=	0
日割り	×	=	
休日延長（1日）	×	=	
小計			b 0

※2 1月利用の場合3,950円、10日以内利用の場合1,970円、休日延長（1日）の場合190円を上限とします。
料金の半額に10円未満の端数が生じる場合は、切り上げとします。

AB階層減免費対象児童（児童の認定証番号を記入）

減免費 合計	a+b 0
-----------	----------

※当該月分に係る間食代又は夕食代の減免費を翌月15日までに報告してください。

第4号様式

年 月 日

(報告先)
横浜市長

(報告者)

法人名

〒

法人
所在地

代表者職氏名

施設・
事業所
名

〒

施設・
事業所
所在地

横浜市延長保育事業に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

横浜市延長保育事業実施要綱に基づき、年度横浜市延長保育事業助成に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市延長保育実施要綱に基づく延長保育事業助成の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(助成金返還相当額)

金 円

3 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類 (別紙1)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第4号様式 別紙1（仕入控除税額がない場合）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名 横浜市延長保育事業

5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

【(1)～(5)のうち、いずれかを選択してください。】

- ☐ (1) 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ (2) 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ (3) 補助金の使途が全て非課税仕入れに該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ (4) 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ (5) 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

第 4 号様式 別紙 1（仕入控除税額がある場合）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名 横浜市延長保育事業
- 5 補助金（申請・実績・確定）額 金 円
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上げ 対応分	非課税売上 げ 対応分	共通対応分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳							
	計						

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法